

尾張旭市防災会議 会議録

1 日時

平成25年1月31日（木）

開始 午後2時

終了 午後2時50分

2 場所

尾張旭市役所3階 講堂

3 出席委員 20名

市長、教育長、都市整備部長、消防長、尾張旭市消防団長、中部電力(株)旭名東営業所長、東邦瓦斯(株)瀬戸営業所長、(株)NTT西日本一東海 名古屋東設備サービスセンター長（代理）、愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会副会長、愛知県尾張建設事務所長（代理）、愛知県瀬戸保健所長（代理）、瀬戸旭医師会副会長、尾張旭市歯科医師会会長（代理）、瀬戸旭長久手薬剤師会会長、尾張旭市自治連合協議会代表、尾張旭市土木業協会理事長、尾張旭市建築業協会会長、尾張旭市管工事業協同組合代表理事、尾張旭市婦人消防クラブ会長、愛知県尾張県民事務所長

4 欠席委員 3名

副市長

愛知県守山警察署長

日赤尾張旭市地区奉仕団委員長

5 傍聴者 0名

6 事務局出席職員

市民生活部長 加藤 雄二、安全安心課長 日比野 茂、市民生活部主幹 松原 純一、安全安心課長補佐 三浦 明、安全安心課副主幹 周防 康尚、安全安心課主事 後藤 祐輔

7 議題等

(1) 尾張旭市地域防災計画の修正について

(2) その他

8 議事

<p>市民生活部長</p>	<p>ただいまから、尾張旭市防災会議を開会させていただきます。 皆さま、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。市民生活部長の加藤と申します。 それでは、はじめに本会議の会長であります市長からあいさつを申し上げます。</p>
<p>市 長</p>	<p>本日は、大変お忙しい中、尾張旭市防災会議にご出席いただき、ありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日頃から防災行政はもとより、市政の推進につきまして、ご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 本市は、輪島市と防災協定を締結しており、今年度、現地視察を行いました。災害に対する災害対応、特に実際の災害対策室なども視察を行いました。 2月には職員の参集訓練を実施し、災害対策室の設置訓練も行う等、視察を活かしていきたいと思っております。 防災訓練では、今年度は、皆さまのご理解、ご協力により、「市民参加型」、「実践的」な訓練を実施する新たな試みでしたが、市民の方々や外部団体からも高い評価をいただきました。誠にありがとうございました。 今後も引き続き、防災、減災対策に力を注いでいきたいと思っておりますが、本日参加していただいている団体の皆様方の協力がなければ進んでいかないと思っております。本市の取組も良い方向へ進んでいると思っておりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いしまして、あいさつとさせていただきます。 本日の議題ですが、「尾張旭市地域防災計画の修正について」でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>市民生活部長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、会長の市長の方で議事の進行をお願いします。</p>
<p>市 長</p>	<p>ただいまの出席委員は、19名（会長除く）であります。尾張旭市防災会議条例第5条第2項による定足数に達しておりますので、これより会議に入らせていただきます。 本日の議題は、尾張旭市地域防災計画の修正についてであります。 ではまず尾張旭市地域防災計画の修正について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>市民生活部主幹</p>	<p>市民生活部の松原です。よろしく願いいたします。 お手元の資料のうち、「尾張旭市地域防災計画の修正案要旨」を基に説明を行いますので、修正案要旨をご覧ください。</p>

地域防災計画修正の根拠の次、主な修正事項になります。

1の防災基本計画等の修正を踏まえた修正ですが、中央防災会議は、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・波対策に関する専門調査会」を平成23年4月に設置しております。この調査会は、6月に中間とりまとめ、9月28日に最終報告を出しております。

この最終報告の提言内容の具体化を行うことを方針に、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化を図ることと、ゲリラ豪雨など最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しを内容とする国の防災基本計画の修正が平成23年12月27日に行われております。また、愛知県におきましても、防災基本計画の修正を踏まえた愛知県地域防災計画の修正を、昨年6月1日に行っております。

本市も防災基本計画及び愛知県地域防災計画を踏まえた修正を行うものです。

括弧1ですが、より実効性のある業務継続体制の確保を図るため、新旧対照表1のとおり風水害・原子力等災害対策計画及び地震災害対策計画の第2編第1章第1節「防災協働社会の形成推進」において、業務継続計画策定後の必要な資源の確保、研修・訓練を通じた体制の見直し、業務継続計画の改定等を行う旨の記述を追加します。なお、本市におきましては、東日本大震災を踏まえ、現在、業務継続計画を策定中でございます。

括弧2ですが、防災中枢機能の充実を図るため、2ページの新旧対照表2のとおり風水害・原子力等災害対策計画第2編第7章及び地震災害対策計画第2編第5章「防災施設等の整備」において、防災施設・設備の整備及び食糧等の備蓄・調達・輸送体制等の整備を図る旨を追加します。

括弧3ですが、災害時要援護者の安全対策として、新旧対照表3のとおり風水害・原子力等災害対策計画第2編第8章及び地震災害対策計画第2編第6章「避難者・災害時要援護者対策」において、地域住民や自主防災組織などの協力を得た、災害時要援護者の情報把握、情報共有及び避難誘導體制の整備を図る旨を追加します。

3ページ、括弧4ですが、広域応援体制の整備として、新旧対照表4のとおり風水害・原子力等災害対策計画第2編第9章及び地震災害対策計画第2編第8章「広域応援体制の整備」において、巨大地震の発生に備え、同時に被災することのない遠方の市町村との相互応援協定を進める旨を追加します。

括弧5の防災訓練の実施につきましては、訓練効果が得られるよう、目的及び訓練内容について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む旨を、風水害・原子力等災害対策計画については、新旧対照表5の1のとおり第2編第10章第1節「防災訓練の実施」で、地震災害対策計画については、4ページになりますが、新旧対照表5の2のとおり第2編第9章第1節「防災

訓練の実施」において、それぞれ追加します。

括弧 6 ですが、行方不明者の情報について、新旧対照表 6 のとおり風水害・原子力等災害対策計画及び地震災害対策計画の第 3 編第 3 章第 2 節「被害状況等の収集・伝達」において、警察等の協力を得た行方不明者の正確な情報の収集及び他市町村、都道府県との連携についての記述を追加します。

5 ページ、括弧 7 ですが、緊急輸送道路の確保に当たり、新旧対照表 7 のとおり風水害・原子力等災害対策計画第 3 編第 7 章第 3 節及び地震災害対策計画第 3 編第 8 章第 3 節「緊急輸送道路の確保」において、緊急輸送を円滑にするための道路被害情報の収集、緊急輸送道路の機能確保等の記述を追加します。

括弧 8 の避難所の整備・運営につきましては、新旧対照表 8 のとおり風水害・原子力等災害対策計画第 3 編第 9 章第 2 節及び地震災害対策計画第 3 編第 10 章第 2 節「避難所の開設」において、避難所における生活環境の改善、女性の参画の推進及び男女双方の視点に配慮する旨を追加します。

6 ページ、括弧 9 ですが、食糧及び生活必需品の供給について、新旧対照表 9 のとおり風水害・原子力等災害対策計画第 3 編第 10 章及び地震災害対策計画第 3 編第 11 章「水・食品・生活必需品等の供給」において、時宜を得た食糧、生活必需品の調達・供給及び孤立状態の解消の記述を追加します。

括弧 10 の応急仮設住宅の管理運営につきましては、新旧対照表 10 の 1、風水害・原子力等災害対策計画第 3 編第 23 章第 4 節「住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去」及び 7 ページの新旧対照表 10 の 2、地震災害対策計画第 3 編第 16 章第 4 節「応急仮設住宅の建設」において、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死・ひきこもり対策、女性の参画、ペットの受入の記述を追加します。

8 ページ、括弧 11 の暴力団の排除ですが、新旧対照表 11 のとおり風水害・原子力等災害対策計画及び地震災害対策計画第 4 編第 1 章「民生安定のための緊急措置」において、復旧・復興事業及び公の施設からの暴力団等の排除の記述を追加します。

次に、2 の東日本大震災を踏まえた修正ですが、

東日本大震災を踏まえ、県や関係機関が進めてきた対策の見直し等を反映させるもので、新旧対照表 12、地震災害対策計画の第 4 編第 1 章第 3 節「住宅対策」において、市における措置として「被災住宅等の復旧相談」を加えております。

また、9 ページ、新旧対照表 13、地震災害対策計画の第 4 編第 3 章「震災復興都市計画の決定手続き」につきましては、愛知県地域防災計画において、大幅に修正された項目で、東日本大震災における都市復興の状況や手続きにおける課題等を踏まえ、震災復興都市計画の内容を拡充するものでございます。

復興の手續きにおいて、建築制限を行いながら地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を図ることとし、整備の手續としまして第一次建築制限、第二次建築制限に事務を整理しまして、第一次建築制限では、県計画の表記に合わせた修正によりまして、指定手順を市と県で明確に事務の手續を区分するなど、修正を加えているものでございます。

次に、10ページになります。3の県外の原子力発電所又は原子炉施設の安全確保に係る情報連絡体制の追加ですが、

昨年、愛知県と中部電力の間で締結された浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する内容を市地域防災計画に盛り込みましたが、中部電力に加え、福井県に立地する原子力発電所等の安全確保に係る情報連絡体制についての愛知県との合意に基づき、市は県からの情報を受けることとなったため、必要な修正を行うものです。

新旧対照表14の風水害・原子力等災害対策計画第2編第3章第3節「放射性物質及び原子力災害予防対策」及び11ページの新旧対照表15の風水害・原子力等災害対策計画第3編第18章第4節「県外の原子力事業所における異常時対策」において、中部電力に加え、関西電力、日本原子力発電、日本原子力開発機構との情報連絡体制の各合意内容に伴う対策として愛知県計画同様の修正をしております。

なお、中部電力浜岡原子力発電所に加え、対象施設としては、関西電力の大飯発電所、美浜発電所、日本原子力発電の敦賀発電所、日本原子力研究開発機構、原子炉廃止措置研究開発センターのふげん、高速増殖炉研究開発センターのもんじゅがでございます。

12ページの系統図に誤りがありましたので修正をお願いします。修正箇所は、右の欄の修正後の欄ですが、系統図の左にあります4原子力事業者から愛知県防災局への伝達方法として「FAX」とありますが、これを「電話又はFAX」と修正をお願いします。

次に、12ページ、4の愛知県地域防災計画との連携と整合性のある修正ですが、

括弧1の地下空間の浸水対策の追加ですが、新旧対照表16のとおり風水害・原子力等災害対策計画第2編第5章「都市の防災性の向上」に、新たに節を設け、第6節、地下空間の浸水対策として、地下空間の所有者・管理者・占有者及び市における措置に関する記述を追加します。

13ページ、括弧2の洪水予報等の伝達系統図の追加ですが、新旧対照表17のとおり風水害・原子力等災害対策計画第3編第3章第1節「気象警報等の伝達」に、矢田川に係る洪水警報及び水防警報の伝達系統図を追加します。

なお、この系統図に誤りがありましたので修正をお願いします。修正箇所は、修正後の欄の括弧2の洪水予報の伝達系統図の左上の

枠内の「庄内川河川事務所（庄内川・矢田川）中部地方整備局」とありますところを「中部地方整備局、庄内川河川事務所（庄内川・矢田川）」と修正をお願いします。

14ページ、括弧3の震災に関する様々な研究機関の調査研究結果を積極的に取り入れる旨の記述の追加ですが、新旧対照表18のとおり地震災害対策計画第2編第10章「震災に関する調査研究の推進」に、国、県、大学等の研究機関等において行われている震災に関する調査研究の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする旨を追加します。

次に、15ページ、5の計画間の整合性を図る修正ですが、風水害・原子力等災害対策計画と地震災害対策計画の計画間で記述の食い違い等がありましたので、表現等を統一し計画間の整合を図るものです。

新旧対照表19、風水害・原子力等災害対策計画の第1編第1章「計画の目的・方針等」及び新旧対照表20、地震災害対策計画第1編第1章「計画の目的・方針等」において計画間の構成、表現の整合性を図っています。

16ページの下段、新旧対照表21、地震災害対策計画第2編第1章第2節「自主防災組織・ボランティアとの連携」の記述を風水害・原子力等災害対策計画の記述に変更し、計画間の表現の整合性を図っています。

次に、18ページになります。6の東海地震の地震防災対策強化地域に関する記述の整理ですが、

災害対策基本法第42条第2項の趣旨に沿い、市域に係る防災、災害に関する措置について地域防災計画を作成することが必要なことから、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されていない本市の計画において、新旧対照表22のとおり地震災害対策計画の第5編第1章第1節「東海地震に関する事前対策の意義」の記述を修正するとともに、強化地域の記述内容について取捨選択し、新旧対照表23のとおり地震災害対策計画の第5編第4章第9節「金融対策」において、東海財務局及び日本銀行における地震防災対策強化地域内の金融機関、保険会社、火災共済協同組合及び証券会社等に対する措置に係る記述を削除します。

以上、主な修正箇所を抜粋して説明させていただきましたが、お手元の尾張旭市地域防災計画の風水害・原子力等災害対策計画及び地震災害対策計画の修正案のとおり、対策の整理、表記の整理、用字用語の整理などを行っております。

なお、修正案に一部表記の誤りがありました。事務局の方で修正を行わせていただきますのでよろしくをお願いします。

以上で、「尾張旭市地域防災計画の一部修正について」の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

市 長	ただいま説明しました尾張旭市地域防災計画の修正について、ご意見、ご質問などがあればお受けいたします。
	(意見・質問なし)
市 長	よろしいですか。 ご意見、ご質問もないようですので、尾張旭市地域防災計画の修正について原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
市 長	ご異議なしと認めますので、尾張旭市地域防災計画の修正について、原案どおり決定をいたします。 議題は終了しましたので、その他に入ります。報告事項が4点ありますので説明願います。
市民生活部主幹	(尾張旭市防災会議条例の一部改正について報告)
安全安心課長	(尾張旭市地域防災計画の修正予定について報告)
安全安心課長補佐	(尾張旭市地域防災計画のホームページ掲載について報告) (平成24年度防災関係事業について報告)
市 長	以上で、本日本日予定しておりました議題等は終了しました。 委員の皆さまには、今後とも本市の防災行政への更なるご協力をお願いいたします。 誠にありがとうございました。